

三条市立学校
児童生徒の保護者 様

三条市教育委員会

「体験的学習活動等休業日」（キッズウィーク）の実施について

保護者の皆様におかれましては、日頃から三条市の教育に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、国による「キッズウィーク」の推進に合わせ、三条市立学校では令和6年度に「体験的学習活動等休業日」を学園ごとに設定し、実施いたしました。令和7年度も引き続き実施することといたします。

つきましては、令和7年度の実施日や「キッズウィーク」の趣旨等について御確認いただくとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 令和7年度の実施日について

5月15日（木）三条祭りの日を体験的学習活動等休業日とします

各学園の校長会議等で話し合った結果、全ての学園（三条市立学校全校）がこの日に設定することとなりました。歴史ある地域行事である三条祭りに触れられることはもちろん、自然体験活動をするにも気候のよい頃かと思えます。保護者の皆様には、この休業日に合わせ、御家族や地域でお子様と触れ合う時間を作り、楽しんでいただければと存じます。

※ 裏館小学校児童のうち三条祭りに学校の教育活動として参加する学年の児童は、5月15日（木）は授業日となります。代わりに、5月14日（水）と16日（金）を給食後、放課とする予定です。

2 「キッズウィーク」とは

地域ごとに、夏休みなどの学校の長期休業日の一部を学期中など他の日に移して休業日を分散化し、学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得し、大人と子供が共に休日を過ごすことを国民運動的に盛り上げようとしたもので、厚生労働省、経済産業省、文部科学省が中心となって平成30年度から実施を推進しています。

3 キッズウィークにより目指すもの（国の考え方）

- (1) 子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごし、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることが重要である。
- (2) 大人と子供が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など多様な活動を共に行うことにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、地域愛を育てることとなる。同時に、大人についても働き方を見返す契機となる。

4 その他

- (1) 設定に当たっては、長期休業日の1日を5月15日に移すこととなります。
例えば、夏季休業中の1日を移す場合には、三条市立学校管理運営規則で7月25日から8月31日までが夏季休業日と定められていますので、その中の少なくとも1日は授業日となります。
- (2) 学校の教職員は、原則として勤務日となります。